

涉外事件裁判研究(5)

日本国内に営業所その他の施設を有しない外国法人に
対する不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の裁判権

越 川 純 吉

東京地裁昭和五五年(ワ)第八七三四号損害賠償請求事
件、原告大熊トキ子ほか一三名対被告ザ ポーイング
カンパニー、昭和五九年三月二七日民事第二四部中間判
決(認容)、判例時報第一一一三号、昭和五九年六月二
一号二六頁以下

〔判決要旨〕

1、日本国内に営業所を有しない航空機製造外国会社

の製品の破断を原因として日本国内で墜落し死亡するに
至ったことに基づく損害賠償請求は、民事訴訟法第一五
条第一項にいう「不法行為に関する訴」に該当し、同項
にいう「其ノ行為アリタル地」には、加害行為のなされ
た土地のみならず損害の発生した土地も含まれる。
2、右民事訴訟法第一五条第一項に定められている裁
判籍が日本国内にあるときは、特段の事情のない限り、
日本国裁判所に裁判管轄権を認めるべきである。

3、日本国の裁判所が前記1の損害賠償請求を審理した場合に、当事者の公平、裁判の適正、迅速を期する民事訴訟の基本理念に著しく反する結果をもたらすであろう特段の事情が存しない。

〔事実〕

原告らは、米国所在会社のバートル エアクラフト コーポレーションが本件ヘリコプターを製造して一九五五年（昭和三〇年）一〇月七日米空軍に納入し、米空軍が一九六〇年（昭和三五年）七月二〇日航空自衛隊にこれを供与し、同ヘリコプターは、昭和三九年九月一〇日飛行中その着装ソケットが破断しこれに差込まれていた後部ローターのブレードが飛散した結果、福岡県に墜落し、そのためにこれに乗務していた原告らの被相続人らが死亡するに至ったので、右事故に基づく損害賠償債務を承継した米国の被告会社にその支払を求める訴を起した。なお、被告は、一九六〇年（昭和三五年）一月一日付バートル社との契約に基づきバートル社のすべての

資産及び債務を承継し、その対価として被告の株式をバートル社に対して発行し、バートル社の株式はその分配を受け、バートル社はその後解散した。

被告は、本案前の抗弁として、次のとおり主張した。

1、被告は、日本国内に営業所その他何等の施設をも有しない外国法人であるから、日本の裁判所は本件訴について一般管轄権を有せず、管轄権がないとして訴を却下すべきである。

2、渉外民事訴訟の国際裁判管轄については、いまだ確立された国際民事訴訟法上の原則はなく、また日本国にも、成文法上の規定がないから、国際民事訴訟法の基本理念としての条理に基いて決定すべきであり、裁判を適正・公平かつ能率的に行うという裁判一般についての基本理念からして、結局個別的に各訴について、いかなる国の裁判所に裁判管轄を認めるのがその裁判を適正・公平かつ能率的に行うのに適しているかを考慮することにより、すなわち、具体的には、証拠収集の便宜及び当事者双方の利害の比較考量により決定されるべきもので

ある。

3、本件訴では、証拠収集の便宜及び当事者の利害の比較考量のいずれからも、日本の裁判所に管轄を認めるべきでない。

(一) 証拠収集の便宜

本件ヘリコプターの製造工程の具体的調査のため、製造工程において使われた設計図または製造指図書等の資料の検討やその製造工程に従事した技術者の証人尋問、被告がバートル社の責任を引継いだかどうかの調査のため、両社間の営業譲渡に関する契約書その他の文書の検討、営業譲渡契約の準拠法の調査が必要である。これらの資料は、本件ヘリコプターの製造地で、両社の本社のある米国に存在する。

(二) 原告らの利益

原告らが日本で訴を提起する方が容易であることは理解できるが、米国で訴を提起することは、事実上不可能であるとは思われない。

(三) 被告の利害

被告が応訴しなければならぬ不利益を十分に考慮されなければならぬ。特に製造者にとって、本件事故発生地である日本は、予測できない土地であるので、日本の裁判所に管轄を認めるべきでない。

4、日本民事訴訟法第一五条第一項を参酌すべきでない。

(一) 製造物責任が不法行為の分野に属するか否か疑わしい。

(二) 国際裁判管轄の問題は、国内における土地管轄の問題と異なり、前者は諸国家の間の分担の問題、後者は同一国家の裁判機関の間の分担の問題であるので、違った考慮を払う必要がある。国内では移送できるが国際間では公益ないし公平の見地から国外の適当な裁判所に移送できない。

(三) 単なる事故発生地は、国際裁判管轄の発生原因として必しも適切ではないと主張する考えが有力である。現に「民事及び商事に関する外国判決の承認並びに執行に関するハーグ条約」は、人身損害につき事故発生地の

管轄が認められるためには、行為者がその当時その国に所在していることを要求している。

5、バートル社の製造した本件ヘリコプターに欠陥があったことよって本件事故が発生したこと及び被告が本件事故による右バートル社の責任を承継したことについて一応の立証をしなければならぬ（外国法人たる被告としては、本案の当否を争って理由のない訴訟に勝訴する利益を有するほかに、原告らの根拠の薄弱な立証に基づいては日本国の裁判権に服しないという利益を有しているものというべきであるから、国際裁判管轄の有無を決定する場合には、国内管轄決定の場合に比べて、その管轄取得の根拠についての立証はより高度でなければならぬと解すべきである）。

ところが、第一に、バートル社は、右ローターブレードソケットのセットの製造、供給、オーバホール、修理、取付に何ら関与していない。第二に、被告は一九六〇年（昭和三五年）三月三十一日バートル社の営業を譲り受け、その際同社の将来発生するかもしれない債務を承

継する旨合意した事実はない。本件事故はその後である昭和三九年九月一〇日に生じその発生を予見できないから、被告が事故による損害賠償債務を承継することはありえない。

〔判決理由〕

一、外国法人を当事者とする、渉外的要素を有する民事訴訟についての国際裁判管轄については、これを直接規定する法規もなく、またよるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状のもとにおいては、当事者の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理に従って決定するのが相当である。そして、わが国民民事訴訟法の土地管轄に関する規定に定められている裁判籍のいずれかが日本国内にあるときは、特段の事情のない限り、日本国裁判所に管轄権を認めるのが右条理に適うものというべきである。

二、原告らの本訴請求は、バートル社製造にかかる本件ヘリコプターに装着されていた本件ソケットが破断

し、これに差込まれていたロータープレードが飛散した結果、本件ヘリコプターが墜落し、そのためにこれに乗務していた原告らの被相続人らが死亡するに至ったことに基づく損害賠償債務の支払をバートル社から同債務を承継した被告に求めるというにある。原告らの本訴請求が、民事訴訟法第一五条第一項にいうところの「不法行為ニ関スル訴」に該当することは明らかで、同項にいう「其ノ行為アリタル地」いわゆる不法行為地には、加害行為のなされた土地のみならずそれに基づく損害の発生した土地も含まれるものというべきである。

三、裁判所は、証拠によって次の事実を認定した。

(1) 本件ヘリコプターはバートル社が製造して一九五五年(昭和三〇年)一〇月七日に米空軍に納入し、米空軍がこれを一九六〇年(昭和三五年)七月二〇日航空自衛隊に供与したものであること、

(2) 本件ヘリコプターは昭和三九年九月一〇日日本国内である福岡県粕屋郡粕屋町柚須において飛行中墜落したこと、

(3) その結果右ヘリコプターに乗務していた原告らの被相続人である七名が死亡したこと、

(4) 右墜落は本件ヘリコプターに着装されていた本件ソケットが破断しこれに差し込まれていたロータープレードが飛散した結果生じたものであること、

(5) 被告は一九六〇年(昭和三五年)一月一八日付のバートル社との契約に基づきバートル社の全ての資産及び債務を承継し、その対価として被告の株式をバートル社に対して発行し、バートル社の株式はその分配を受け、バートル社はその後解散したこと。

以上の事実によると、バートル社の製造にかかる本件ヘリコプターがその部品の破断を原因として日本国内で墜落し原告らに損害を生ぜしめ、かつ被告は右事故によりバートル社の負担に帰せられる可能性のある損害賠償債務をバートル社から承継した疑いがあるものというべきであるから、バートル社ひいては被告の不法行為により日本国内において原告らに損害が生じたものとして、日本は不法行為地にあたり、従って民事訴訟法第一五条

第一項による裁判籍が日本国内に存することとなる。

裁判所は、裁判管轄の存否については、本件の如く管轄原因たる事実と請求原因事実とが符合する場合であっても、原告の主張のみによってはこれを肯定し被告に実体審理についての応訴の負担を負わしめるのは相当ではなく、管轄原因について一応の証拠調をなしたうえこれを判断すべきものと考える。……被告の行為により日本国内において原告らに損害が発生したことについてただか実体審理を必要ならしめる程度の心証を懐くに至った場合には、右管轄原因の証明ありとして管轄を肯定して差し支えないものといべきである。……前記認定の事実によれば、管轄原因としての不法行為が日本国内に存することを十分に認めることができる。

四、民事訴訟法の規定による裁判籍が日本国内に存する本件の場合、裁判所は例外的に右裁判籍によるわが国の裁判所の管轄を否定するのが相当である特段の事情（一に述べていること参照）を認める事実は存しないとして特段の事情を認めない。

本件ヘリコプター及び本件ソケットがいずれも米国内において製造され米空軍に供給されたものであることの実事及び被告とバートル社がいずれも米国法により設立され米国内に本店を有する法人であるとの事実によれば、わが国の裁判所で本件を審理した場合被告の防禦活動及び証拠調に若干の不都合をきたすことも予想されないではない。

しかしながら、弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- (1) 被告は全世界を自由に航行しうる航空機の製造等を業とする大資本の会社であること、
- (2) 航空機等の製造・販売を業とする被告の全額出資小会社であるボーイング インターナショナル コーポレーションが支店を日本に設置していること、
- (3) 原告らは不法行為地である日本国内に住所を有していること、
- (4) 本件事故発生後航空自衛隊の事故調査委員会により墜落原因の調査が行われていること。

以上の事実には照らせば、わが国裁判所で本件を審理することが、必要な防禦の機会を奪われる程の不利益を被告に課するものとは認め難く、また証拠調について裁判の適正・迅速を害する程の不都合を生じさせるものとも言いがたい。

〔研究〕

日本に営業所を有する外国法人に対する不法行為に基づく損害賠償請求の裁判権について、マレーシア航空機墜落事故の事件に関する最高裁判所、昭和五六年一〇月一六日の判決について、涉外事件裁判研究(4)で採り上げた⁽¹⁾。本件は、日本に営業所を有しない外国法人の場合であるので、営業所の有無の点で前記の事件と対照を為し、右最高裁判決の既に言及している民事訴訟法第一五條の規定の不法行為に関する訴の裁判籍が問題になって居り、その説く一般理論が展開する一事例として、興味深い。ただ本件と類似の事件で同旨の判決をした昭和四九年東京地裁の中間消極判決があるが、本件判決の主文が

「本件は日本国裁判所の管轄に属する」と積極判決をした点は、よい。ただ主文の表現としては「日本国裁判所は本件訴について裁判権を有する」のが妥当であろう。⁽²⁾

〔注〕

(1) 越川、涉外事件裁判研究(4)、中京法学第十八巻第1・2合併号一〇〇頁及びその掲載の参考文献参照。

(2) 本件は、東京地方裁判所民事第二四部 裁判長裁判官村重慶一、裁判官宗宮英俊、裁判官藤下健の判決で、後記の昭和四九年東京地裁判決と異なる裁判官の構成であるが、その判旨、文言が同趣旨であるのは珍しい。

東京地方昭和四六年(ワ)第一一〇八四号昭和四九年七月二四日中間判決原告籾谷義晴外三名対被告ザ・ボーイング・カンパニー、下級裁判集第二五巻六三九頁―六五三頁には、主文「原告らの本件訴えに関する被告の本案前の主張は理由がない」とし、その理由に「……日本の裁判所は本件訴えについて裁判管轄権を有しないという被告の本案前の主張は、結局理由がないというべきであるから、当裁判所は、中間判決として主文のとおり判決する」と書いている。(裁判官奥村長生、平手勇治、及川憲夫)判例時報七五四号五八頁、林脇、判例評論一九三号判例時報七六五号参照。

一、国際裁判管轄・裁判籍と国際法

外国法人を当事者とする涉外民事訴訟について、直接の規定もなく明確な国際法上の原則も確立されていない現状において条理に従って決定するのでは、たよりない。条理というだけでは、法的安定性がなく、人により、国により異なる可能性を生ずる。そして、外国法人を当事者とする涉外民事訴訟は、理論上国際法の分野でなく、涉外法の分野に属する涉外民事訴訟法の範囲に入る。そこには、法の形式として国内法又は条約など涉外法規がある。単なる条理に拠るだけでなく、散在する涉外法規に基づいて事件を処理すべきである。国内事件ばかりでなく、涉外事件にも適用される成文法規が沢山あることを留意すべきである。⁽³⁾ 裁判籍の条文もその一例である。涉外事件に適用ある裁判籍があることは、涉外裁判権を認める根拠法規でもある。

〔注〕

(3) 越川・涉外民事事件の諸問題、三頁、八〇頁。

二、本訴と民事訴訟法第一五条

本訴に対し、民事訴訟法第一五条の不法行為に関する訴の適用がある。この条文は、涉外事件に適用する旨明言していないが、涉外事件に適用される意味で涉外法規の一つになる。従って、「其ノ行為アリタル地」の理解についても、涉外事件の不法行為を考慮しなければならぬ。従っていわゆる国際私法、正確には選定法において、不法行為を如何に取扱っておるかを省察することによって、民事訴訟法第一五条の不法行為を国内事件、涉外事件を包括して正確に捉えることができよう。

法例第一一条第一項は、「不法行為ニ因リテ生ズル債権ノ成立及ビ効力ハ其原因タル事実ノ発生シタル地ノ法律ニ依ル」と規定する。この不法行為地の決定の問題について、学説は三つに大別される。

第一に、行動地説は、行為者が被害者に損害を生ぜしめた行動をなした場所を不法行為地とする。

第二に、結果発生地説は、行動をした地の何処かに拘らず、被害者の損害の発生した場所を不法行為地である

と説く。

第三に、折衷説には、種々ある。

(1) 行動地と結果発生地とともに、不法行為地であるので、被害者は、その賠償の請求に際し、自己の有利な場所の法を選択することができるとの見解である。

(2) 行動地法と結果発生地とを重疊して適用すべきとする説もある。

(3) 不法行為の型を分けて適用を考える見解、例えば、過失責任の原則の支配する個人間の偶発的日常不法行為について、行動地説を、無過失責任の原則によって通常支配される危険性のある企業施設による不法行為については、結果発生地説をとるべきとの説、故意による不法行為の準拠法だけについて行動地法をとる説、故意または過失による不法行為は原則として行動地法、無過失の不法行為は損害発生地によると説とがある。⁽⁴⁾

不法行為法は、民事上損害の填補ということを目的としている以上、損害を発生せしめた行動がどこで行われようと、結果発生地法を無視できない。しかし、常に行

動地法と結果発生地を重疊適用することは、被害者に利益にならない場合、例えば、要件の加重になる場合があるろうし、両方の法を適用する繁雑さを加えるので、重疊適用説には賛成できない。不法行為の型を分けて考える説は具体的妥当性を見ておるだろうが、必しもそうでなく、時には不合理な結果を生ずる場合、偶発事故にも結果発生地法を適用することにより損害の填補が達せられる場合があり、故意・過失・無過失の区別も被害者にとつては、損害の填補が十分であればいいのであって、行為者の主観上の区別は、被害者にとって重要でない。従つて原則として、結果発生地法によるべく、特別の場合、被害者の選択により、行動地法を選択できる。例えば、結果発生地が、近代法の存在しない場所であったときである。

〔注〕

(4) 折茂豊、国際私法(各論) 法律学全集60昭和四七年〔新版〕一七八頁以下に掲載の諸学説参照。

民事訴訟法第一五条の不法行為地についても、加害行為地のみならず損害発生地を含むことが自然に理解できよう。加害行為地と損害発生地とが異なる場合には、損害の填補ということから損害発生地を無視できない。⁽⁵⁾

〔注〕

(5) 兼子・民事訴訟法体系八四頁、菊井・村松全訂民事訴訟法下八九頁参照。

三、日本に営業所を有しない外国法人の製造品欠陥と損害発生地

製造物責任が不法行為の分野に属するかは、むづかしい問題だが、製品の欠陥による人身の損害賠償債務は、不法行為としてとらえることができよう。損害発生地が日本国内であれば、日本国裁判所に裁判権があることは、損害の填補上当然であって、損害発生地を抜きにしては、損害額の確定さえできない。

被告が製品の欠陥及び被告の債務承継について一応の立証を求めていることに対し、管轄原因について一応の

証拠調をした上で、管轄を肯定したのは、妥当である。

四、日本国裁判所の裁判権を否定する特別事情

本件ヘリコプターの製造地、被告及びパートナー社が米国人である事実は、米国裁判所の裁判権の基礎になる。しかし、そのことが日本の裁判所の裁判権を否定する根拠にならない。原告らが日本国内に住所を有する日本人である事実、墜落が日本国内でおこり損害が発生した事実だけで、日本の裁判所の裁判権の肯認の資料として十分である。日本の裁判所と米国の裁判所との関係は、国際司法共助の問題として解決すべきである。なお、被告の全額出資の小会社の支店が日本にあることと飛行機の全世界にわたる機能性をも日本の裁判権を認める資料となる。⁽⁶⁾

〔注〕

(6) 池原秀雄、国際的裁判管轄権、新実務民事訴訟講座7(一九八二年四月第一版発行)三一頁には、「損害発生地が不法行為地と認めてよいか否かについては、なお相当問

題がある。被害者の保護、立証の便宜等からこれを認める合理性があるが、無制限に認めるときは加害者が予見できない地での応訴を強いられる結果になる恐れがあるので、一定の条件をつける必要がある。」と説き、三二頁の注⑳に「例えば、かような訴訟については、客観的にみてそのものが流通することが合理的に予見できる国で損害が発生した場合に限るべきであろう。例えば……航空機については、その移動性からして特に日本向けに輸入されたときでなくとも、日本においてその物の使用から損害が生じた場合には、管轄を認めることができよう。」という。

五、本判決の評価

日本に営業所を有しない外国法人のヘリコプター製造会社に対し、墜落事故地である日本の裁判権を認めた本判決の結論は正しい。このような事故は、今後も起こる可能性が多いので、本判決の意義は大きい。ただ問題は、涉外民事訴訟であるので、涉外法の範囲で把握すべきである。

(昭和五九年七月七日稿了)